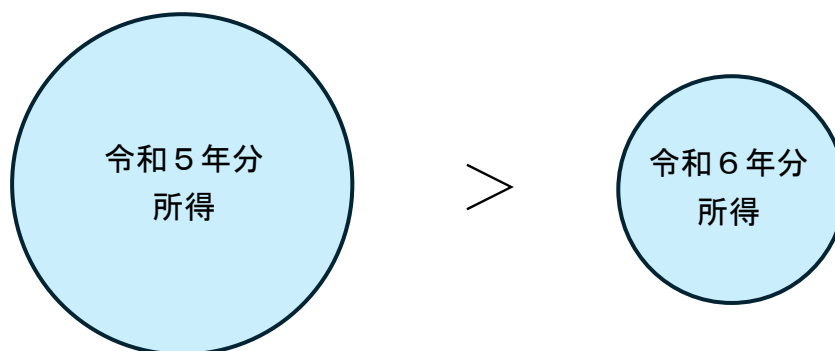


(例) 令和 5 年中の所得に比べ令和 6 年中の所得が減少したことにより、「令和 6 年分推計所得税額 (令和 5 年分所得税額)」よりも「令和 6 年分所得税額 (令和 6 年所得)」の方が少なくなった方



推計所得税額 20,000 円

定額減税可能額 30,000 円

※所得税分のみ

①当初調整給付 10,000 円

所得税額 (実績) 10,000 円

定額減税可能額 30,000 円

※所得税分のみ

②不足額給付時所要額 20,000 円

⇒①と②の差額の 10,000 円を不足額として給付